

【本日の目次】

1.市場トピックス

◆開示注意銘柄の指定のお知らせ

2.市況情報

◆本日の株価指標等

◆ランキング情報

◆前・後場概況

3.証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。
=====

3.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No75

相場操縦について（2）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回も、前回に引き続き相場操縦を取り上げ、違法な安定操作取引、刑事罰・課徴金について説明したいと思います。

4. 違法な安定操作取引

(1) 概要

金商法第159条第3項は、何人も、政令で定めるところに違反して、市場における金融商品等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもって、一連の有価証券売買等又はその申込み、委託・受託等をしてはならないと定め、違法な安定操作取引を禁止しています。

なお、政令（金融商品取引法施行令第20～26条）は、安定操作取引をすることができる場合として、有価証券の募集・売出し等を容易にするために市場において一連の有価証券売買等を行う場合を定めていますが、(i)証券会社等が主体となり、(ii)対象となる有価証券の目論見書に安定操作を行う旨等の記載をし、(iii)期間を申込締切日までの20日間等一定の期間に限り、(iv)開始後直ちに財務局等へ届出を行い、(v)価格は、前日の最終価格等の一定の基準価格を上限とし、(vi)期間中の日々の対象銘柄の売買について財務局等に報告を行うなどの要件を満たすものに限定して認められています。

(2) 事例

「ケイエス冷凍食品株券に係る相場固定事件」（平成 20 年 3 月 4 日告発）では、ケイエス冷凍食品(株)の主幹事証券会社であった丸八証券(株)（犯則嫌疑法人）は、その役員 3 名（犯則嫌疑者）が、共謀の上、ケイエス冷凍食品(株)の株価を 1,850 円の公募価格以上に維持しようと企て、相場を固定する目的をもって、政令で定めるところに違反して、平成 18 年 4 月上旬から 5 月下旬までの間、個人顧客への勧誘等により、顧客から 1,850 円の指値等による 3 万 8,700 株の買付け注文を受託し、買い支えるなどの方法で株価を 1,850 円から 1,900 円の間固定させました。

5. 刑事罰・課徴金

(1) 刑事罰

金商法 159 条に違反して相場操縦を行った者は、刑事罰として、10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第 197 条第 1 項第 5 号）。

財産上の利益を得る目的で、相場操縦の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、もしくは安定させ、その変動させるなどした相場により当該有価証券等の売買等を行った者は、10 年以下の懲役及び 3,000 万円以下の罰金に処せられます（金商法第 197 条第 2 項）。

また、相場操縦の罪の犯罪行為により得た財産は、没収（没収できないときは、その価額を追徴）されます（金商法第 198 条の 2）。

さらに、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても 7 億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第 207 条）。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、(i) 仮装・馴合売買、(ii) 現実売買による相場操縦、(iv) 違法な安定操作取引の場合に、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第 174 条、174 条の 2、174 条の 3）。なお、(iii) 表示等による相場操縦については、課徴金の対象とされていません。

課徴金額の計算は、基本的に次のとおりです。

(i) 仮装・馴合売買の場合（金商法第 174 条）

違反行為期間における有価証券の売付数量が買付数量を超える場合は、イ）当該超える数量に係る有価証券の売付価額（最も遅い時期に行われた売付等から割り当てます）から

ロ）（当該違反行為の終了後 1 月間の当該有価証券の最低価格）×（当該超える数量）

を控除した額が課徴金の額となります。

違反行為期間における有価証券の買付数量が売付数量を超える場合は、イ）（当該違反行為の終了後 1 月間の当該有価証券の最高価格）×（当該超える数量）から

ロ）当該超える数量に係る有価証券の買付価額（最も遅い時期に行われた買付等から割り当てます）

を控除した額が課徴金額となります。

(ii) 現実売買による相場操縦の場合（金商法第 174 条の 2）

違反行為期間の開始時において違反行為に係る有価証券の買い（売り）ポジションを有している場合は、その開始時における価格で当該有価証券の買付け（売付け）をしたものとみなした上で、違反行為期間に行われた当該有価証券の買付けと売付けとを最も早い時期に行われたものから順次割り当て、

イ) 買付けと売付けが（売買価格に関係なく）対当する数量については、

「有価証券の売付価額」から「有価証券の買付価額」を控除した額を計算し、

ロ) それを超える数量については、

- ・ 売付数量が買付数量を超える場合は、「当該超える数量に係る有価証券の売付価額」から「当該違反行為の終了後 1 月間の当該有価証券の最低価格」×「当該超える数量」を控除した額を計算し、
- ・ 買付数量が売付数量を超える場合は、「当該違反行為の終了後 1 月間の当該有価証券の最高価格」×「当該超える数量」から「当該超える数量に係る有価証券の買付価額」を控除した額を計算し、

イ) とロ) でそれぞれ計算した額を合計した額が課徴金額となります。

(iv) 違法な安定操作取引の場合（金商法第 174 条の 3）

当該違反行為に係る有価証券について、

イ) (違反行為期間中の)「有価証券の売付価額」から「有価証券の買付価額」を控除した額を計算するとともに、

ロ) 違反行為の開始時における買い（売り）ポジションの数量に、「違反行為期間中の平均価格」と「違反行為終了後 1 月間の平均価格」との差額を乗じた額を計算し、

イ) とロ) でそれぞれ計算した額を合計した額が課徴金額となります。

相場操縦に係る課徴金納付命令は、平成 20 年 12 月以降、年間 5 件前後行われています。課徴金額は、100 万円以下の事案が約 6 割を占めていますが、1,000 万円以上の事案も 1 割弱あります。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985 年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011 年検査局総務課長、2012 年 8 月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>